



認知症不安ゼロのまちを目指して！

「大府市認知症に対する不安のないまちづくり推進条例 (案)」の策定にあたりパブリックコメントを実施します

高齢化の進展に伴い、認知症により日常生活や社会生活上の不安を抱える方が増加しており、認知症は今や誰もが関わる可能性のある身近な病気となっています。

大府市では、昭和45年の市制施行以来、総合計画におけるまちづくりの基本理念を「健康都市」と定め、認知症に関しても、国立長寿医療研究センターや認知症介護研究・研修大府センター、あいち健康の森健康科学総合センターといった国・県の先進的な研究機関が所在する恵まれた環境のもと、早くから、認知症の予防や認知症の人にやさしい地域づくりの取組を進めてまいりました。

一方で、平成19年12月に市内で発生した認知症の人の鉄道事故は、認知症の人やその家族が安心して地域の中で暮らす上で様々な課題があることを明らかにしました。今後、超高齢社会を迎える本市において、認知症を予防することができ、そして、認知症になっても安心して暮らしていけるまちの実現を目指して、市民や関係者が一体となって取り組んでいくため、取組の基本理念や各関係主体の役割、市の責務などを定めた条例を制定することを検討しています。

このたび、その条例(案)がまとまりましたので、市民の皆様のご意見を募集するパブリックコメントを行います。

■「大府市認知症に対する不安のないまちづくり推進条例(案)」の概要

別添参考資料①②参照

■パブリックコメントの実施方法

1. 意見の募集期間

平成29年9月1日(金)～9月30日(土)(閉庁日・閉館日を除く)

※郵送は9月30日の消印有効

2. 条例(案)の閲覧場所

市庁舎(健康都市推進課窓口)・各公民館・ミューいしがせ・市ホームページ

3. 意見の提出方法

氏名(法人・団体の場合は、名称と代表者の氏名)・住所・ご意見を記入の上、郵便・FAX・Eメールまたは直接健康都市推進課(〒474-8701 住所不要・FAX(47)7320・kenkotoshi@city.obu.lg.jp)へ



4. 提出された意見に対する対応

- 策定中の条例案の参考にします。
- 個々にお答えするなどの対応はしませんが、皆様のご意見をまとめて市ホームページなどで総括的に回答します。
- 個人情報を除いて公開する場合があります。

■参考資料

- ①大府市認知症に対する不安のないまちづくり推進条例（案）について
- ②大府市認知症に対する不安のないまちづくり推進条例（案）概念図

【問い合わせ先】

- 条例の策定に関すること

大府市役所健康都市推進課

担当：平野 陽介（ヒラノ ヨウスケ）

電話：0562-45-6226

FAX：0562-47-7320

E-mail：kenkotoshi@city.obu.lg.jp

- 認知症予防の施策に関すること

大府市役所健康増進課

担当：島田 真希（シマダ マキ）

電話：0562-47-8000

FAX：0562-48-6667

E-mail：hkn-c@city.obu.lg.jp

- 認知症の人にやさしい地域づくりに関すること

大府市役所高齢障がい支援課

担当：多田 桐子（タダ キリコ）

電話：0562-45-6289

FAX：0562-47-3150

E-mail：kourei-shougai@city.obu.lg.jp